

商品概要説明書

投信スポットセット型定期貯金（大口定期） 「スポットプラス」

（令和 年 月 日現在）

1. 商品名	・投信スポットセット型定期貯金（大口定期） 「スポットプラス」
2. 取扱期間	・令和4年3月1日（火）～令和5年2月28日（火）
3. 販売対象	・個人の方に限ります。 ・当JAの投資信託をスポットで新たに1,000万円以上ご契約いただいた方 ・エントリー分散投資で1,000万円以上ご契約いただいた方 ※エントリー分散投資は買付合計金額が1,000万円以上確認できた方が対象となります。 ・対象の投資信託につきましては担当者へお問い合わせください。 ※つみたてNISA専用ファンドは対象となりません。
4. 期間	・1年の自動継続（元金継続または元利金継続）
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入。 ・1,000万円のみ。 ※ただし、投資信託の購入金額を限度とします。 ・1円単位。
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 （約定利率） (2) 継続後の適用金利 (3) 利払頻度 (4) 計算方法 (5) 税金 (6) 金利情報の 入手方法	・預入時における期間1年大口定期貯金の店頭表示金利に0.3%上乗せした金利を満期日まで適用します。 ※金利情勢に大幅な変化があった場合、金利の見直し、または、お取扱いを中止することがあります。 ・継続日における期間1年大口定期貯金の店頭表示金利となります。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取扱いができません。
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 次のA. およびB. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。 ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 A. 次の預入期間に応じた利率 ・預入期間が6ヵ月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ・預入期間が6ヵ月以上の場合 約定利率×50% B. 約定利率 — $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (注) 基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳・証書記載の満期日（継続したときはその満期日）まで新たに預入れするとした場合、その預入れの際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率とします。

<p>11. 貯金(預金) 保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>12. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または統合リスク管理室（電話：0120-43-4401）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決をはかります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決をはかりたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合統合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）
<p>13. その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・ 本商品は原則通帳式のお取扱いとなります。 ・ A T Mではお取扱いを行っておりません。

※くわしくは、窓口・渉外担当者へおたずねください。

J A さがみ